

お泊りにあたってのお約束ごと

国家公務員共済組合連合会宿泊約款

(本約款の適用)

第1条 当施設の締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令又は慣習によるものとします。

2 当施設は、前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。

(宿泊引受けの拒絶)

第2条 当施設は、次の各号に該当する場合には、宿泊のご利用をお断りすることがございます。

- (1) 宿泊の申込みがこの約款によらないものであるとき。
- (2) 満室等の場合で客室に余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、伝染病の疾病にかかっていると明らかに認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、とばくその他の違法行為又は風紀を乱す行為をするおそれがあると認められるとき。
- (5) 天災、施設の故障その他やむを得ない事由により宿泊をお引き受けできなくなったとき。
- (6) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (7) 宿泊しようとする者が泥酔者等で、他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす恐れがあると認められるとき。又は、宿泊客が他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (8) 宿泊しようとする者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成4年3月1日施工)による指定暴力団及び指定暴力団員等又はその関係者、その他社会的勢力(以下暴力団等)であるとき。
- (9) 宿泊しようとする者が、暴力団等が事業活動を支配する法人、その他団体又は構成員であるとき。
- (10) 宿泊しようとする者が、暴力団等が役員となっている法人、その他団体又は構成員であるとき。
- (11) 宿泊しようとする者が、施設若しくは施設職員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、又はかつて同様な行為をおこなったと認められるとき。
- (12) 前各号に掲げる事項以外の場合で、旅館業法第5条第3号の規定に基づく都道府県条例で定める事由に該当する場合。

(宿泊期間)

第3条 当施設の1回の宿泊期間は、3泊4日とします。ただし、他の利用を妨げない範囲において延長することができます。

(予約の取消)

第4条 当施設は宿泊予約者が予約した宿泊の全部又は一部を取り消したときは、次表に掲げるところの違約金を申し受けます。ただし、天災及び交通機関の途絶等やむを得ない理由により利用できなかった場合は、この限りではありません。

区分	7日前	6日前	5日前	4日前	3日前	2日前	前日	当日・不泊
1～14名	無料				20%			50%
15～30名	無料				20%			50%
31～100名			20%				50%	70%
101名以上			25%				50%	70%

※ 31～100名 15日前迄無料・14日前～8日前迄10%

101名以上 31日前迄無料・30日前～15日前迄10%・14日前～8日前迄15%

※ %は、基本料金(室料+朝食料+夕食料)に対する違約金の比率です。

2 当施設は、宿泊者が連絡をしないで宿泊日当日の午後6時(あらかじめ予定到着時刻の明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着されないときは、その宿泊予約は申込者により取消されたものとみなし処理することがあります。

3 前項の規定により取消されたものとみなした場合において、宿泊者が、その連絡をしないで到着をしなかったことが宿泊者の責めに帰さない理由によるものであることを証明されたときは、第1項の違約金はいただきません。

(当施設による宿泊予約の取消)

第5条 当施設は、宿泊者が第2条第3号から第12号に該当することとなった時は宿泊予約を取り消すことができます。

(宿泊の登録)

第6条 宿泊者は、宿泊日当日施設のフロントにおいて次の事項を登録して下さい。

- (イ) 宿泊者の住所、氏名及び勤務先
- (ロ) 外国人にあつては、旅券番号、国籍、住所、氏名及び職業
- (ハ) 出発日及び時刻
- (ニ) その他当施設が必要と認めた事項

(利用時間)

第7条 宿泊者が当施設の宿泊室をご利用いただく時刻(チェックインタイム)は午後3時以降とし、出発日に宿泊室をおあけいただく時刻(チェックアウト)は午前10時とします。

2 前項の規定にかかわらず、チェックインタイム以前又はチェックアウトタイムを超えて宿泊室の使用に必ずる場合があります。この場合においては、休憩料金を申し受けます。

(営業時間)

第8条 飲食等(施設)サービス時間

レストラン等施設案内をご参照ください。

2 前項の時間は、臨時に変更することがあります。

(料金の支払い)

第9条 料金の支払いは、宿泊者の出発の際又は当施設が請求したとき、当施設のフロントにおいて行っていただきます。

2 宿泊者が客室の使用を開始したのち、任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

(利用規則の遵守)

第10条 宿泊者は、当施設内に掲示し、又宿泊室に備え付けている利用規則に従っていただきます。

(宿泊継続の拒絶)

第11条 当施設は、客室を提供した宿泊期間中であっても、次の場合には宿泊の継続をお断りする場合がございます。

- (イ) 第2条第3号から第12号のいずれかに該当することとなったとき。
- (ロ) 前条の利用規則に従わないとき。

(宿泊の責任)

第12条 当施設の宿泊に関する責任は、宿泊者が当施設のフロントにおいて宿泊の登録を行った時に始まり宿泊者が出発するため客室をあけた時に終わります。

2 当施設の責めに帰すべき理由により、宿泊者に客室の提供ができなくなったときは、天災その他の理由により困難な場合を除き、その宿泊者に同一又は類似の条件による他の宿泊施設を斡旋します。

(宿泊客の責任)

第13条 宿泊客の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊客は当施設に対しその損害を賠償していただきます。

第14条 宿泊客が、当施設の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託にかかわらず、当施設では場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで行うものではありません。